

よくあるお問い合わせ

令和8年4月1日現在

●受講申込みに関すること

【全研修共通】

Q 1 申込日時点では研修要項で定められている実務経験年数を超えていないが、受講決定後、研修を受ける際に実務経験年数が要件を超えるような場合、研修に申込みことは可能か。

A 1 申込日時点で研修要項に定める実務経験年数（実践者研修は2年以上、リーダー研修は5年以上）を有する方を対象としますので、ご質問の場合はお受けできません。

【全研修共通】

Q 2 申込日現在、京都市（又は他府県）の事業所に所属し、今後京都府が所管する事業所に異動になる可能性がある場合、京都府の実施する研修に申込みことは可能か。

A 2 申込日時点で所属している事業所が京都市（又は他府県）の場合は、京都市（又は他府県）が実施する研修にお申込みください。
ただし、管理者研修や計画作成担当者研修の受講が急務である場合等は、異動予定先の事業所所在地の市町村にお問い合わせください。

【全研修共通】

Q 3 現在、京都府が所管する事業所に勤務しているが、受講決定した後（受講中）に京都市内（又は他府県）の事業所へ異動になる予定がある場合、京都府の実施する研修に申込みことは可能か。

A 3 可能です。
ただし、異動後も研修の受講が可能であるかをご判断の上、研修にお申込みください。（ご質問のような事情による受講決定後の辞退は認めません。）

【全研修共通】

Q 4 事業所所在地の自治体（京都市や他府県）が実施する認知症研修に申し込んだが、受講非決定になってしまった。京都府の実施する研修に申込みことは可能か。

A 4 京都府所管の事業所に所属する介護職員等を研修対象としますので、ご質問の場合はお受けできません。

【全研修共通】

Q 5 申込み期間以降に、研修の受講が必要となった。受講者数が定員に満たない場合、受講を申込みことは可能か。

A 5 申込み期間以降の受講申込みは、理由を問わずお受けできません。
次回の研修にお申込みください。

【実践者研修】

Q 6 自施設実習について、所属事業所が特養など常に利用者があるようなものではないため、自施設実習を行うことが難しい。このような場合、研修を申込みことはできないか。

A 6 同一法人の他の事業所で自施設実習を行うことが可能と判断できる場合はお申込みいただけます。
お申込みされる場合は、事前に実習先の事業所等と十分に調整を行ってください。

【リーダー研修】

Q 7 研修対象者の要件エに「認知症介護の経験の浅いスタッフへのOJTを通じた指導を20日間行う」とあるが、「認知症介護の経験の浅い」とは具体的にどれくらいの経験年数を指すのか。

A 7 具体的な経験年数は問いません。
研修のOJTの対象となるスタッフは、事業所内でご判断ください。

【リーダー研修・管理者研修・計画作成担当者研修】

Q 8 他府県の認知症介護実践者研修を修了し、現在京都府が所管する事業所に勤務しているが、京都府が実施するリーダー研修（又は管理者研修、計画作成担当者研修）に申込みことは可能か。

A 8 可能です。研修要項をご確認の上、お申込みください。

【開設者研修・管理者研修・計画作成担当者研修】

Q 9 開設者研修（管理者研修、計画作成担当者研修）について、研修修了者の配置が将来的に必要と見込まれている場合、研修に申込みことは可能か。

A 9 可能です。研修要項をご確認の上、お申込みください。

【管理者研修・計画作成担当者研修】

Q10 今年度の実践者研修を受講中であり、申込日時時点で修了していないが、今年度中に管理者研修（又は計画作成担当者研修）修了する必要がある場合、受講は認められないか。

A10 事業所所在地の市町村介護保険担当課にご相談の上、当該市町村担当課から京都府へお問い合わせください。

【管理者研修・計画作成担当者研修】

Q11 実践者研修を修了していないが、今年度中に管理者研修（又は計画作成担当者研修）修了者を養成する必要がある。このような場合、いかなる理由でも受講は認められないか。

A11 事業所所在地の市町村介護保険担当課にご相談の上、当該市町村担当課から京都府へお問い合わせください。

●受講決定に関すること

【全研修共通】

Q12 受講決定された者がやむを得ない事情により受講できなくなった。同一法人（又は同一事業所）内の代替りの者を受講させることは可能か。

A12 研修の定員が満員であった場合、受講者の変更は一切認めません。
上記以外の場合においても、受講者の変更には非常に厳しい条件があります。
事業所の運営上やむを得ず受講が必要であるような場合は京都府までご相談ください。

【全研修共通】

Q13 ケアハウスに在席している者を受講させたいが研修に申込みことは可能か。

A13 可能です。ただし、受講決定の際は介護保険サービス事業所の申込者が優先となります。

●研修当日に関すること

【実践者研修・リーダー研修】

Q14 研修テキストについて、過去に研修を修了した者が持っているテキストを使用することはできないか。

A14 研修テキストは、令和5年度から新しくなっています。必ず指定のテキストをご購入ください。（指定テキストは下記のとおり）

テキスト名：認知症介護実践者研修テキスト 実践者編（実践者研修）
実践リーダー編（リーダー研修）
（編集：認知症介護実践研修テキスト編集委員会）

出版社：中央法規出版株式会社

発行日：2022年6月1日

【全研修共通】

Q15 研修当日に強力な台風が接近する予報になっている。この場合研修は実施されるのか。

A15 台風等の災害により研修出席が難しい方が多く発生することが予想される場合には、研修前日の12時までに京都府HP及びWAM NET京都府センター掲示板へ開催の有無を掲載しますので御確認下さい。

なお、台風等の災害により研修を欠席された場合には、追加課題による修了認定又は次回研修への振り替えを実施します。

【実践者研修・リーダー研修】

Q16 提出物の提出期日を忘れていた。今から提出できないか。

A16 提出物については、全て提出期日必着としております。期日までのご提出が確認できなかった場合は修了を認めません。